

## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第七号

埼玉県建築基準法施行条例（昭和三十五年埼玉県条例第三十七号）第五十六条の三第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成三十年五月二十九日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 稗 田 明 弘

指定番号	第秩一 号
指定に係る 道路の種類	埼玉県建築基 準法施行条例 第五十六条の 三第一項第五 号
指定の年月日	平成三十年五月 二十二日
指定に係る道路の位置	埼玉県秩父郡長瀨町大字中野上字竹ノ内三百六 十七番一、三百六十七番七、三百六十七番八、 三百六十八番五、三百六十八番七、三百六十八 番五地先国有道路敷
指定に係る 道路の延長 (単位メートル)	四十二・二九メー トル
指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)	六・〇〇メートル